

## 区画整理事業の流れ

### 調査

- 調査の実施……地区の現況を調査し、皆さんと町づくりの進め方について検討します。
- 施行区域の決定……施行する区域を都市計画で定めます。
- 現況測量の実施……土地建物などの現況を正確につかみます。



### 計画

- 事業計画……事業の柱となる設計、資金計画など施行規程の決定は知事の認可を経て決定します。
- 審議会委員の選挙……事業の重要な事項について皆さんの意見を反映する審議会委員を皆さんのなかから選び、土地、建物の評価を行う評価員は審議会の同意を得て選任されます。
- 換地の設計……事業計画にもとづいて、区画整理後の皆さんの宅地(換地)を設計します。



### 事業実施

- 仮換地の指定……審議会の意見をきき、換地の前提となる仮の換地(仮換地)を指定します。
- 建物の移転……現在地から仮換地に建物を移転し、道路や公園の工事 同時に道路や公園、上・下水道、電気、ガスなどの工事が行われます。



### 事業終了

- 換地処分……換地処分が行われ、皆さんの権利が確定します。
- 土地・建物の登記……換地処分に伴う登記を施行者がまとめて行います。
- 清算金の徴収……皆さんの換地について不均衡が生じた場合には、これを金銭で清算します。

